

公の施設における指定管理者指定による効果

県民生活・土木交通常任委員会資料
平成30年(2018年)12月14日(金)
土木交通部 流域政策局 河川・港湾室

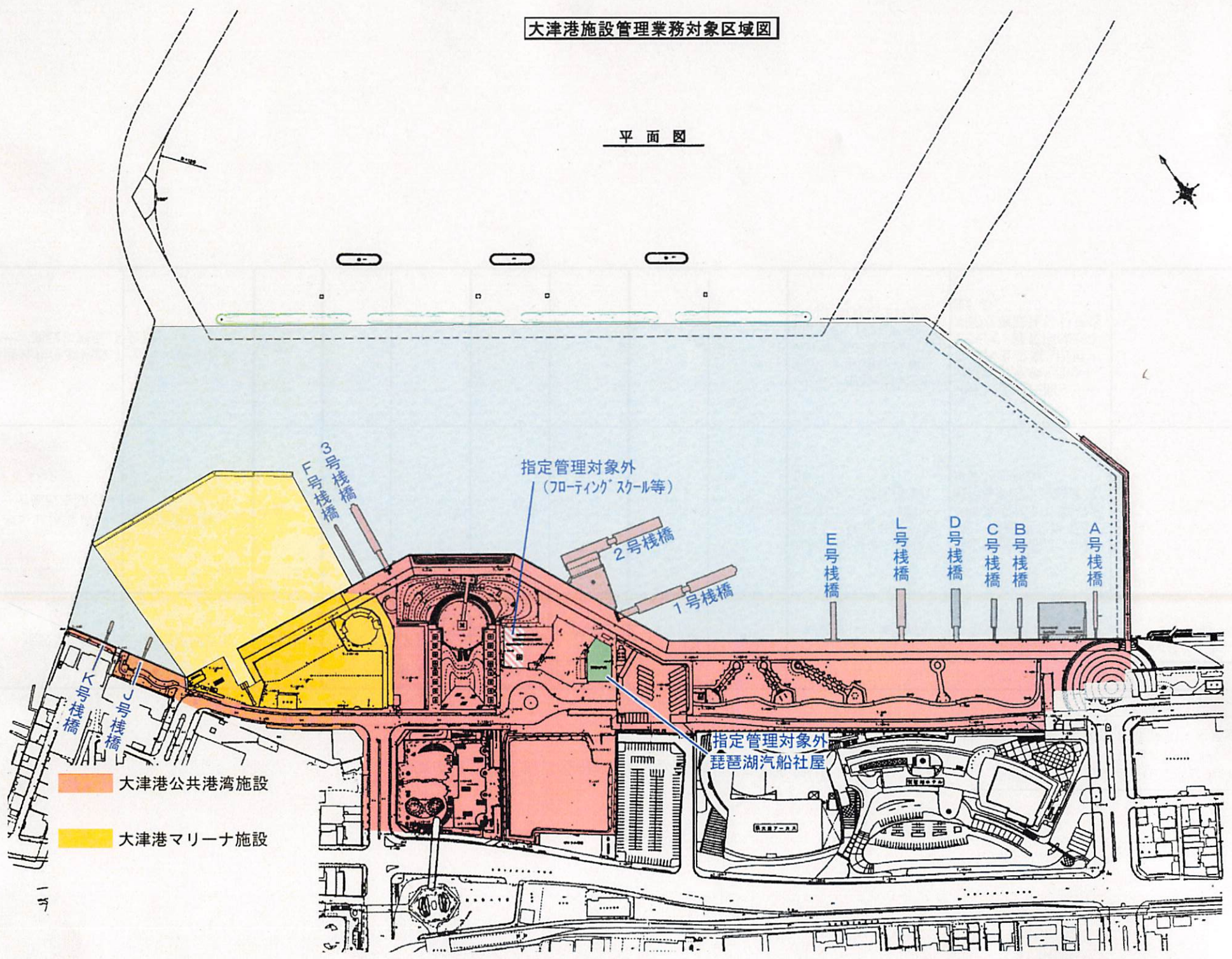
【課名:流域政策局】

(単位:千円)

施設名	指定管理者名	募集方法	指定期間 (年) A	指定管理料総額(債務負担行為額)			増 減		今回の指定による効果の概要		
				うち 一般財源 B	単年度 換算 C=B/A	平30年度 一般財源 D	増減 C-D	行政サービスの向上	管理運営の効率化	その他	
大津港公共港湾施設 (マリーナ施設を除く。)	琵琶湖汽船株式会社	公募	5	147,195	12,685	2,537	2,846	△ 309	現在の天津港の現状を踏まえた修繕計画が提案されており、行政サービスの向上が見込まれる。	指定管理者としての実績と、船舶運航事業との一体運営により、経費節減と効率的な施設運営が見込まれる。	—
大津港公共港湾施設 (マリーナ施設に限る。)	セイレイ興産株式会社	公募	5	0	0	0	0	0	マリーナ施設の特徴を生かした利用促進策や自主事業の提案がなされており、行政サービスの向上が見込まれる。	50年に及ぶ民間マリーナ経営の経験を生かし、自社保有設備も活用することで、経費節減と効率的な施設運営が見込まれる。	—

大津港施設管理業務対象区域図

平面図



3号桟橋
L号桟橋

指定管理対象外
(ローテイングスクール等)

2号桟橋
1号桟橋

E号桟橋
L号桟橋
D号桟橋
C号桟橋
B号桟橋
A号桟橋

K号桟橋
J号桟橋

指定管理対象外
琵琶湖汽船社屋

大津港公共港湾施設

大津港マリーナ施設

(様式1)

指定管理者選定委員会における候補者の選定結果概要

(課名:流域政策局)

1	施設名	大津港公共港湾施設 (マリーナ施設を除く)										
2	施設の概要	敷地面積 7.18ha										
		施設内容 旅客ターミナルビル、旅客船棧橋、臨港道路、歩行者用道路、物揚場、港湾業務用地、シンボル緑地、修景緑地 等										
3	募集概要	募集方法	公募									
		募集要項配布期間	平成30年8月28日 ~ 平成30年9月28日									
		申請受付期間	平成30年9月27日 ~ 平成30年9月28日									
		指定期間	平成31年4月1日 ~ 平成36年3月31日(5年間)									
		管理業務内容	(1) 滋賀県公共港湾施設の設置および管理に関する条例 (昭和39年滋賀県条例第54号。以下「条例」という。) 第5条から第8条までの規定による公共港湾施設の使用の許可 (目的外使用に係るものを除く。) に関する業務 (2) 条例第9条の規定による制限行為の許可に関する業務 (3) 条例第10条の規定による許可の取消し (目的外使用に係るものを除く。) に関する業務 (4) 条例第15条の規定による補修の命令 (目的外使用に係るものを除く。) に関する業務 (5) 条例第16条の規定による報告の徴収 (目的外使用に係るものを除く。) に関する業務 (6) 施設の維持管理に関する業務 (7) その他知事が必要と認める業務									
	管理料参考額	147,195,000円 (消費税および地方消費税を含む。)										
4	応募状況	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">申請者</th> <th rowspan="2">グループの構成 (グループ申請の場合)</th> </tr> <tr> <th>所在地</th> <th>名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大津市浜大津五丁目1-1</td> <td>琵琶湖汽船株式会社</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			申請者		グループの構成 (グループ申請の場合)	所在地	名称	大津市浜大津五丁目1-1	琵琶湖汽船株式会社	
		申請者		グループの構成 (グループ申請の場合)								
		所在地	名称									
大津市浜大津五丁目1-1	琵琶湖汽船株式会社											
合計1者												
5	審査の概要および結果	審査方式	滋賀県土木交通部指定管理者選定委員会において、応募者からの申請書類の審査、申請者のプレゼンテーションおよび質疑応答を行い、選定基準に基づきあらかじめ定められた評価項目ごとに審査し、採点を行い、総合的に最も高い評価を得た者を指定管理者の候補者として選定する。									
		選定委員会委員 *委員長 (50音順、敬称略)	滋賀県土木交通部指定管理者選定委員会 (公共港湾部会) ※印：部会長 ※立命館大学経営学部教授 石崎 祥之 大津市未来まちづくり部部長 玉井 義文 立命館大学スポーツ健康科学部教授 長積 仁 国土交通省近畿地方整備局港湾空港部港湾空港企画官 平井 洋次 公認会計士 森田 淳一									
		審査基準	別紙参照									

平成30年 7月23日 第1回土木交通部指定管理者選定委員会
都市公園部会・公共港湾部会 合同開催
(指定管理者募集要項および審査基準について検討)

平成30年 8月28日～平成30年 9月28日 募集要項の配布

平成30年 9月27日～平成30年 9月28日 申請受付 (申請者1者)

平成30年 9月 7日 第2回土木交通部指定管理者選定委員会 公共港湾部会
(現地説明)

平成30年10月 4日 第3回土木交通部指定管理者選定委員会
都市公園部会・公共港湾部会 合同開催
(財務状況の審査)

平成30年10月12日 第3回土木交通部指定管理者選定委員会 公共港湾部会
(事業計画のヒアリング)

平成30年10月26日 第4回土木交通部指定管理者選定委員会 公共港湾部会
(審査基準の採点結果に基づき指定管理者候補者選定)

指定管理者の候補者
琵琶湖汽船株式会社

審査結果

評価結果、選定理由、選定委員会の概要

【評価結果】

○選定基準に基づく採点結果

申請者	選定基準1 (配点40点)	選定基準2 (配点170点)	選定基準3 (配点140点)	選定基準4 (配点150点)	合計 (配点500点)
琵琶湖汽船株式会社	28.0	110.4	77.2	103.6	319.2

※点数は各委員の平均値 (500点満点)

○各委員の採点結果

申請者	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	合計	平均値
琵琶湖汽船株式会社	416.0	304.0	274.0	294.0	308.0	1,596.0	319.2

○提示額一覧表

申請者	提示額
琵琶湖汽船株式会社	147,195,000円

【選定理由】

- ・ 県民の公平な利用の確保（選定基準1）については、実績もあり、大津港の設置目的にふさわしく、施設の使用許可の手續きの考え方も適切であると評価された。
- ・ 施設の効用の最大化（選定基準2）については、港湾施設の特性・課題の理解、利用料金の設定、利用者への対応の点で、適切であると評価された。
- ・ 施設の管理に係る経費の縮減（選定基準3）については、必要な経費が適正に見積もられていると評価された。
- ・ 管理を安定して行う能力（選定基準4）については、職員体制、必要な資格を備えた職員の配置、施設の運営実績、災害時の対応等が適切であると評価された。

【指定管理者選定委員会の概要】

- ・ 申請者からの事業計画書の提出を求めるにあたっては、審査のポイントを明確に提示する必要がある。
- ・ 現地説明においては、周辺環境も含め施設の状況を確認することが出来た。
- ・ ヒアリングにおいては、各申請者からの事業計画の内容や体制について安定的に運営できることを確認することが出来た。
- ・ 親会社の財務面における支援方針から財務状況についても問題ないと判断された。
- ・ 過去の実績からも申請者の施設管理能力については問題ない。

上記の結果、琵琶湖汽船株式会社を指定管理者の候補者として選定した。

団体概要書

項目	内容	
事業者(法人、団体)名	琵琶湖汽船株式会社	
代表者職・氏名	取締役社長 川戸 良幸	
団体の所在地	滋賀県大津市浜大津5丁目1番1号	
設立年月日	明治19年12月23日	
資本金	平成30年7月1日現在 9,700千円	
従業者数	平成30年9月1日現在	220人
主たる業務内容	<p>【国土交通省近畿運輸局許認可事業】 船舶「ミシガン」「ピアンカ」「リオグランデ」「べんてん」「いんたーらーけん」「ランシング」「megumi」による 旅客定期航路事業および旅客不定期航路事業の運営 滋賀県有船舶「うみのこ」の運航管理業務の受託 (航路申請は琵琶湖汽船)</p> <p>【食堂・物販事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・船内食堂 ・浜大津アーカス：食堂・売店 ・竜王三井アウトレットパーク：売店 ・食堂9店舗(100%子会社) <p>【受託事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大津港指定管理者 ・大津市柳ヶ崎湖畔公園指定管理者 ・びわ湖フローティングスクール「うみのこ」運航管理業務 ・琵琶湖・環境科学研究センター「びわかぜ」運航管理業務 ・琵琶湖疏水通船「へいせい」「めいじ」運航管理業務 ・琵琶湖米プラザ営業業務 <p>【賃貸事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地・建物の賃貸業 	
類似施設の管理に関する過去の業務実績	<ul style="list-style-type: none"> ・大津港指定管理者 ・大津市柳ヶ崎湖畔公園指定管理者 ・琵琶湖米プラザ営業業務 ・びわ湖フローティングスクール「うみのこ」運航管理業務 ・琵琶湖・環境科学研究センター「びわかぜ」運航管理業務 ・琵琶湖疏水通船「へいせい」「めいじ」運航管理業務 	
特記事項		

評価視点1: 利用者数の増加につながる提案であるか(募集テーマ1関連)

評価視点2: 教育・レクリエーション、地域連携、防災拠点など、様々なニーズに対応した提案であるか(募集テーマ2、4関連)

評価視点3: 経費削減に配慮しつつ、効率的・効果的な施設管理を実施する計画となっているか(募集テーマ3関連)

選定基準 (条例第19条第2項)	審査項目	審査内容 ※数字は様式集の様式3事業計画書の項目を示す。	確認する書類	細分配点	計	
1 事業計画の内容が、市民の公平な利用を確保することができるものであること(1号)	・公平な利用を図るための具体的手法および期待される効果	・設置目的にふさわしいか 2	・事業計画書 (2 基本方針等)	10	40	
		・施設利用の公平性が確保されているか 2		10		
		・施設の使用許可の手続きの考え方は適切か 2		20		
2 事業計画の内容が、施設の効用を最大限に発揮させるものであること(2号)	・施設の効用発揮	・港湾施設の特性と課題を理解しているか 3	・事業計画書 (3 実施計画) (4 サービスの向上) (5 施設の安全管理) (6 利用者への対応) (7 利用促進策、利用者増への取り組み) (9 収支計画書) (10 利用料金に関する考え方) (13 委託業務内容)	10	170	
		・管理運営目標の達成に向けた取り組みは適切か 3		10		
		・施設の効用発揮が期待できる具体的な提案があるか 3		30		
	・利用者の増加を図るための具体的手法および期待される効果	・利用促進策は適切か 7		20		
		・年間の広報計画の内容は適切か 7		10		
		・地域との連携策が図られているか 7		20		
	・サービス向上を図るための具体的手法および期待される効果	・全体的に施設の設備・機能を活用した内容となっているか 4		10		
		・利用料金の設定は適切か 4, 9, 10		10		
		・利用者への対応は適切か(要望処理、苦情処理) 6		20		
		・施設の維持管理の内容、適格性および実現の可能性		・求めている実施内容が事業計画書で満足されているか 3, 13		10
	・施設管理、安全管理は適切か 5	20				
3 事業計画の内容が、施設の管理に係る経費の削減が図られるものであること(3号)	・施設の管理に係る経費の内容	・県が示した管理料の参考額をどの程度下回っているか 9, 10	・事業計画書 (3 実施計画) (9 収支計画書) (10 利用料金に関する考え方) (12 人員配置計画等) (13 委託業務内容)	30	140	
		・維持管理は効率的に計画されているか 3, 12, 13		20		
		・必要な経費を見積もっているか 9, 10		10		
		・管理運営費の削減に取り組み提案となっているか 9, 10		30		
		※過去5か年の管理運営経費と比べてどの程度下回っているか		-		
	・収支計画の内容、適格性および実現の可能性	・収入、支出の積算と事業計画の整合性は図られているか 9, 10		20		
		・自主事業の収支が適切に計画されているか 9, 10		10		
	・収支計画の実現性はあるか 9, 10	20				
4 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有すること(4号)	・安定的な運営が可能となる人的能力	・職員体制は十分か(緊急時のバックアップ体制等) 1, 11, 12, 14	・事業計画書 (1 法人等の概要及び職員の状況等) (2 基本方針等) (8 過去の事業実績) (11 人員体制) (12 人員配置計画等) (14 緊急時の体制及び対策・防災対応) (15 人材の育成計画) (16 諸規定の整備) (17 環境への配慮) (18 円滑な業務引継に向けての計画) (19 特記事項) ・団体等の定款等 ・法人の登記事項証明書 ・法人等の決算関係書類 ・法人等の予算関係書類 ・団体概要書 ・役員名簿 ・納税証明書等	10	150	
		・職員の指導育成、研修体制は十分か 12, 15		10		
		・業務に必要な資格を備えた職員を配置できるか 12		10		
		・諸規定(就業、給与、決裁、会計等)は整備されているか 16		10		
	・安定的な運営が可能となる経営的基礎	・当該施設の業務を安定確実に実行する経営規模を有しているか		10		
		・団体の財務状況は健全か		20		
		・金融機関、出資者等の支援体制は十分か		10		
	・類似施設の運営実績	・類似施設を良好に運営した実績はあるか 8		10		
		・その他適切な運営を行うための能力(災害対策等)		・災害や異常気象時に適切に対応できるか 14		10
				・県の地域防災計画等に基づき、災害時に防災拠点としての対応ができるか 14		10
・自己評価、モニタリングに対する取り組み状況はどうか 2	10					
・環境への配慮がされているか 17	10					
・円滑な業務引継が可能か 18	10					
・柔軟な考えでの取り組みの姿勢があるか 19	10					

500 500

・審査基準および配点に基づく、選定すべき候補者の決定は、以下のア～ウの順に行うこととする。

ア 各委員の採点を合計した点数が最も高い申請者

イ 最も高い採点をした委員の数が最も多い申請者

ウ 「2施設の効用の最大化」、「3経費の削減に関する委員の採点を合計した点数が最も高い申請者

なお、これによっても選定すべき候補者が決定しない場合は、選定委員会において協議し、選定すべき候補者を決定する。

(様式)

指定管理者選定委員会における候補者の選定結果概要

(課名: 流域政策局)

1	施設名	大津港公共港湾施設 (マリーナ施設に限る)												
2	施設の概要	敷地面積 0.67ha												
		施設内容 管理棟、艇置場、船舶用修理施設、洗艇用施設、マリーナ棧橋、船舶用給油施設・給電施設・給水施設等												
3	募集概要	募集方法	公募											
		募集要項配布期間	平成30年8月28日 ~ 平成30年9月28日											
		申請受付期間	平成30年9月27日 ~ 平成30年9月28日											
		指定期間	平成31年4月1日 ~ 平成36年3月31日 (5年間)											
		管理業務内容	(1) 滋賀県公共港湾施設の設置および管理に関する条例 (昭和39年滋賀県条例第54号。以下「条例」という。) 第5条から第8条までの規定による公共港湾施設の使用の許可 (目的外使用に係るものを除く。) に関する業務 (2) 条例第9条の規定による制限行為の許可に関する業務 (3) 条例第10条の規定による許可の取消し (目的外使用に係るものを除く。) に関する業務 (4) 条例第15条の規定による補修の命令 (目的外使用に係るものを除く。) に関する業務 (5) 条例第16条の規定による報告の徴収 (目的外使用に係るものを除く。) に関する業務 (6) 施設の維持管理に関する業務 (7) その他知事が必要と認める業務											
管理料参考額	0円 (消費税および地方消費税を含む。)													
4	応募状況	<table border="1"><thead><tr><th colspan="2">申請者</th><th rowspan="2">グループの構成 (グループ申請の場合)</th></tr><tr><th>所在地</th><th>名称</th></tr></thead><tbody><tr><td>京都市下京区大宮通仏光寺下る五坊大宮町99番地</td><td>オリックス・ファシリティーズ株式会社</td><td></td></tr><tr><td>大阪市北区茶屋町1番32号</td><td>セイレイ興産株式会社</td><td></td></tr></tbody></table> <p style="text-align: right;">合計 2者</p>		申請者		グループの構成 (グループ申請の場合)	所在地	名称	京都市下京区大宮通仏光寺下る五坊大宮町99番地	オリックス・ファシリティーズ株式会社		大阪市北区茶屋町1番32号	セイレイ興産株式会社	
申請者		グループの構成 (グループ申請の場合)												
所在地	名称													
京都市下京区大宮通仏光寺下る五坊大宮町99番地	オリックス・ファシリティーズ株式会社													
大阪市北区茶屋町1番32号	セイレイ興産株式会社													
5	審査の概要および	審査方式	滋賀県土木交通部指定管理者選定委員会において、応募者からの申請書類の審査、申請者のプレゼンテーションおよび質疑応答を行い、選定基準に基づきあらかじめ定められた評価項目ごとに審査し、採点を行い、総合的に最も高い評価を得た者を指定管理者の候補者として選定する。											
		選定委員会委員 *委員長 (50音順、敬称略)	滋賀県土木交通部指定管理者選定委員会 (公共港湾部会) ※印: 部会長 ※立命館大学経営学部教授 石崎 祥之 大津市未来まちづくり部部長 玉井 義文 立命館大学スポーツ健康科学部教授 長積 仁 国土交通省近畿地方整備局港湾空港部港湾空港企画官 平井 洋次 公認会計士 森田 淳一											

結果

審査基準	別紙参照
審査経過	<p>平成30年7月23日 第1回土木交通部指定管理者選定委員会 都市公園部会・公共港湾部会 合同開催 (指定管理者募集要項および審査基準について検討)</p> <p>平成30年8月28日～平成30年9月28日 募集要項の配布</p> <p>平成30年9月27日～平成30年9月28日 申請受付(申請者2者)</p> <p>平成30年9月7日 第2回土木交通部指定管理者選定委員会 公共港湾部会 (現地説明)</p> <p>平成30年9月13日 申請者対象説明会</p> <p>平成30年10月4日 第3回土木交通部指定管理者選定委員会 都市公園部会・公共港湾部会 合同開催 (財務状況の審査)</p> <p>平成30年10月12日 第3回土木交通部指定管理者選定委員会 公共港湾部会 (事業計画のヒアリング)</p> <p>平成30年10月26日 第4回土木交通部指定管理者選定委員会 公共港湾部会 (審査基準の採点結果に基づき指定管理者候補者選定)</p>

審査結果

指定管理者の候補者	セイレイ興産株式会社																																																
評価結果、選定理由、選定委員会の概要	<p>【評価結果】</p> <p>○選定基準に基づく採点結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>申請者</th> <th>選定基準1 (配点40点)</th> <th>選定基準2 (配点180点)</th> <th>選定基準3 (配点130点)</th> <th>選定基準4 (配点150点)</th> <th>合計 (配点500点)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>セイレイ興産株式会社</td> <td>26.8</td> <td>132.8</td> <td>88.0</td> <td>120.8</td> <td>368.4</td> </tr> <tr> <td>A</td> <td>27.6</td> <td>116.4</td> <td>87.6</td> <td>116.8</td> <td>348.4</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">※点数は各委員の平均値 (500点満点)</p> <p>○各委員の採点結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>申請者</th> <th>A委員</th> <th>B委員</th> <th>C委員</th> <th>D委員</th> <th>E委員</th> <th>合計</th> <th>平均値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>セイレイ興産株式会社</td> <td>484</td> <td>356</td> <td>324</td> <td>334</td> <td>344</td> <td>1842</td> <td>368.4</td> </tr> <tr> <td>A</td> <td>440</td> <td>338</td> <td>326</td> <td>318</td> <td>320</td> <td>1742</td> <td>348.4</td> </tr> </tbody> </table> <p>○提示額一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>申請者</th> <th>提示額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>セイレイ興産株式会社</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>A</td> <td>0円</td> </tr> </tbody> </table>	申請者	選定基準1 (配点40点)	選定基準2 (配点180点)	選定基準3 (配点130点)	選定基準4 (配点150点)	合計 (配点500点)	セイレイ興産株式会社	26.8	132.8	88.0	120.8	368.4	A	27.6	116.4	87.6	116.8	348.4	申請者	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	合計	平均値	セイレイ興産株式会社	484	356	324	334	344	1842	368.4	A	440	338	326	318	320	1742	348.4	申請者	提示額	セイレイ興産株式会社	0円	A	0円
申請者	選定基準1 (配点40点)	選定基準2 (配点180点)	選定基準3 (配点130点)	選定基準4 (配点150点)	合計 (配点500点)																																												
セイレイ興産株式会社	26.8	132.8	88.0	120.8	368.4																																												
A	27.6	116.4	87.6	116.8	348.4																																												
申請者	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	合計	平均値																																										
セイレイ興産株式会社	484	356	324	334	344	1842	368.4																																										
A	440	338	326	318	320	1742	348.4																																										
申請者	提示額																																																
セイレイ興産株式会社	0円																																																
A	0円																																																

【選定理由】

- ・施設の効用の最大化（選定基準2）については、管理運営目標の達成に向けた適切な取組、施設の効用発揮への具体的な提案、利用促進方策、地域との連携策の点でより優位に高く評価された。
- ・施設の管理に係る経費の縮減（選定基準3）については、維持計画の効率性、収入・支出の積算と事業計画の整合性の点でより優位に評価された。
- ・管理を安定して行う能力（選定基準4）については、職員体制、自己評価に対する取組状況、環境への配慮、柔軟な考えでの取組み姿勢の点でより優位に評価された。

【指定管理者選定委員会の概要】

- ・申請者からの事業計画書の提出を求めるにあたっては、審査のポイントを明確に提示する必要がある。
- ・現地説明においては、周辺環境も含め施設の状況を確認することが出来た。
- ・ヒアリングにおいては、各申請者からの事業計画の内容や体制について安定的に運営できることを確認することが出来た。
- ・参加意欲、施設の効用発揮、利用促進に向けた取組について、候補者が高く評価された。

上記の結果、セイレイ興産株式会社を指定管理者の候補者として選定した。

団体概要書

項目	内容																						
事業者(法人、団体)名	セイレイ興産株式会社																						
代表者職・氏名	代表取締役 山岡 健人																						
団体の所在地	(本社) 大阪府大阪市北区茶屋町1番32号 (滋賀支店) 滋賀県守山市水保町1380番地																						
設立年月日	1958(昭和33)年12月1日																						
資本金	平成30年3月31日現在	90,000千円																					
従業員数	平成30年3月31日現在	159人																					
主たる業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・不動産賃貸業 ・保険代理店業 ・マリーナ・ゴルフ場の経営 																						
類似施設の管理に関する過去の業務実績	<p>〈ヤンマーマリーナの業務実績〉</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成25年3月</th> <th>平成30年3月</th> <th>増減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>売上高</td> <td>10,800万円</td> <td>13,300万円</td> <td>+2500万円 (+18.8%)</td> </tr> <tr> <td>営業費</td> <td colspan="3">上記期間における削減額△3400万円 (削減率△20%)</td> </tr> <tr> <td>経常利益</td> <td colspan="3">上記期間における増加額+2700万円 (増加率45.8%)</td> </tr> <tr> <td>保管隻数</td> <td>134隻</td> <td>165隻</td> <td>+31隻</td> </tr> </tbody> </table> <p>特記事項 船舶免許受講者数年間新規免許受講者数：約150名 BBQコーナー利用者：7月～8月の2ヶ月で約1,000人 年間イベント開催：12回～15回 来場者数：約2,000人から2,500人</p>				平成25年3月	平成30年3月	増減	売上高	10,800万円	13,300万円	+2500万円 (+18.8%)	営業費	上記期間における削減額△3400万円 (削減率△20%)			経常利益	上記期間における増加額+2700万円 (増加率45.8%)			保管隻数	134隻	165隻	+31隻
	平成25年3月	平成30年3月	増減																				
売上高	10,800万円	13,300万円	+2500万円 (+18.8%)																				
営業費	上記期間における削減額△3400万円 (削減率△20%)																						
経常利益	上記期間における増加額+2700万円 (増加率45.8%)																						
保管隻数	134隻	165隻	+31隻																				
特記事項																							

公共港湾部会(マリーナ施設)

- 評価視点1: 利用者数の増加につながる提案であるか(募集テーマ1関連)
 評価視点2: 教育・レクリエーション、地域連携、防災拠点など、様々なニーズに対応した提案であるか(募集テーマ2、4関連)
 評価視点3: 経費削減に配慮しつつ、効率的・効果的な施設管理を実施する計画となっているか(募集テーマ3関連)

選定基準 (条例第19条)	審査項目	審査内容 ※数字は様式集の様式3事業計画書の項目を示す。	確認する書類	総配点	小計	計
1 事業計画の内容が、県民の公平な利用を確保することができるものであること(1号)	公平な利用を図るための具体的手法および期待される効果	・設置目的にふさわしいか	事業計画書 (2 基本方針等)	10	40	40
		・施設利用の公平性が確保されているか ・施設の使用許可の手続きの考え方は適切か		10 20		
2 事業計画の内容が、施設の効用を最大限に発揮させるものであること(2号)	施設の効用発揮	・港湾施設の特性と課題を理解しているか ・管理運営目標の達成に向けた取り組みは適切か ・施設の効用発揮が期待できる具体的な提案があるか	事業計画書 (3 実施計画) (4 サービスの向上) (5 施設の安全管理) (6 利用者への対応) (7 利用促進策、利用者増への取り組み) (9 収支計画書) (10 利用料金に関する考え方) (13 委託業務内容)	10	180	50
		・利用者の増加を図るための具体的手法および期待される効果		10 30		
	・サービス向上を図るための具体的手法および期待される効果	10 10 20				
	・施設の維持管理の内容、適格性および実現の可能性	10 20				
3 事業計画の内容が、施設の管理に係る経費の削減が図られるものであること(3号)	施設の管理に係る経費の内容	・県が示した管理料の参考額をどの程度下回っているか ・維持管理は効率的に計画されているか ・必要な経費を見積もっているか ・管理運営費の削減に取り組む提案となっているか ※過去5か年の管理運営経費と比べてどの程度下回っているか	事業計画書 (3 実施計画) (9 収支計画書) (10 利用料金に関する考え方) (12 人員配置計画等) (13 委託業務内容)	30	80	130
		・収支計画の内容、適格性および実現の可能性		20 10 20		
4 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有すること(4号)	安定的な運営が可能となる人的能力	・職員体制は十分か(緊急時のバックアップ体制等) ・職員の指導育成、研修体制は十分か ・業務に必要な資格を備えた職員を配置できるか ・諸規定(就業、給与、決裁、会計等)は整備されているか	事業計画書 (1 法人等の概要及び職員の状況等) (2 基本方針等) (8 過去の事業実績) (11 人員体制) (12 人員配置計画等) (14 緊急時の体制及び対策・防災対策) (15 人材の育成計画) (16 諸規定の整備) (17 環境への配慮) (18 円滑な業務引継ぎに向けての計画) (19 特記事項)	10	160	40
		・安定的な運営が可能となる経理的基礎		10 20		
	・類似施設の運営実績	10 10				
	・その他適切な運営を行うための能力(災害対策等)	10 10 10 10				
		・災害や異常気象時に適切に対応できるか ・県の地域防災計画等に基づき、災害時に防災拠点としての対応ができるか ・自己評価、モニタリングに対する取り組み状況はどうか ・環境への配慮がされているか ・円滑な事務引継ぎが可能か ・柔軟な考えでの取り組みの姿勢があるか	14 14 2 17 18 19	10 10 10 10	60	60

500 500

・審査基準および配点に基づき、選定すべき候補者の決定は、以下のア〜ウの順に行うこととする。
 ア 各委員の採点を合計した点数が最も高い申請者
 イ 最も高い採点をした委員の数が最も多い申請者
 ウ 「2施設の効用の最大化」、「3経費の削減に関する委員の採点を合計した点数が最も高い申請者
 なお、これによっても選定すべき候補者が決定しない場合は、選定委員会において協議し、選定すべき候補者を決定する。